

恵庭市障がい者等補装具費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第9号

恵庭市障がい者等補装具費の支給に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市障がい者等補装具費の支給に関する規則（平成28年規則第37号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第9条（略） (負担上限月額認定等) 第10条（略） 2 前項の負担上限月額の認定については、 <u>政令第43条の3</u> 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)第22条第22項の規定に基づき認定するものとする。	第1条～第9条（略） (負担上限月額認定等) 第10条（略） 2 前項の負担上限月額の認定については、 <u>政令第45条</u> 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)第22条第22項の規定に基づき認定するものとする。
第11条～第16条（略）	第11条～第16条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

